

守山市告示第 363 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達すべき書類は、守山市総務部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 5 月 25 日

守山市長 森 中 高



種 類	税 目	年 度	期 別	納税義務者の住所および氏名	備 考
別 紙 の と お り					

(別紙)

	種類	税目	年度	期別	納税義務者の住所および氏名	備考
1	督促状	市県民税	7	3	滋賀県守山市水保町1222番地レオパレス淡海206号 宇氣 浩	

守山市告示第 364 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達すべき書類は、守山市総務部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 5 月 25 日

守山市長 森 中 高 史



種 類	税 目	年 度	期 別	納税義務者の住所および氏名	備 考
別紙のとおり					

(別紙)

	種類	税目	年度	期別	納税義務者の住所および氏名	備考
1	督促状	市県民税	7	4	滋賀県守山市水保町1222番地レオパレス淡海206号 宇氣 浩	